

（令和8年7月改訂）

住居確保給付金 （家賃補助）のしおり

離職等によって住居を喪失又は
そのおそれのある方へ

越谷市

住居確保給付金とは

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、「生活自立相談よりそい」（越谷市生活困窮者自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限とした家賃額（共益費・管理費を除く）を支給
43,000円（単身世帯） 52,000円（2人世帯）
56,000円（3～5人世帯）※世帯人数に応じて上限は変化します。

支給期間：原則3ヶ月（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：不動産業者等へ直接納付（但し、居住する住居の家賃をクレジットカードで支払う契約となっている場合であって、支払先を不動産業者等へ変更できない等の事情があり、越谷市が特に必要と認める場合には、例外的に申請者に対し支払うことがあります。）

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のすべてに該当する方が対象となります。

- ①離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。
- ②申請日において、離職・廃業の日から2年以内である。または、給与等を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、就労の状況が離職や廃業の場合と同程度の状況にある。

※当該期間に、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認められる事情により連続して30日以上求職活動できなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とする。（最長4年）

- ③離職等の日において、主たる生計維持者であった。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）

- ④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること。（収入には定期的に支給される公的給付を含む）

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費を除く）を算定します。

世帯人数	収入基準額(基準額+家賃額)
1人	132,000円（上限額）
2人	183,000円（上限額）
3人	213,000円（上限額）
4人	250,000円（上限額）
5人	288,000円（上限額）

⑤申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居者の預貯金及び現金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	預貯金及び現金の合計額
1人	534,000円
2人	786,000円
3人	942,000円
4人	1,000,000円
5人	1,000,000円

- ⑥ハローワークに求職の申込みをし、自立相談支援機関の支援を受け、常用就職もしくは増収のため、誠実かつ熱心に活動すること。
- ⑦国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

住居確保給付金の支給額

◎月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額（上限あり）

◎月収が基準額を超え、収入基準額（基準額＋家賃額）上限未満の方は

住居確保給付金支給額＝家賃額－（月の世帯の収入合計額－基準額）となります。

（例）単身世帯で、家賃が40,000円、収入が100,000円の方の場合

【家賃額】 【収入合計額】 【基準額】

住居確保給付金支給額＝40,000円－（100,000円－89,000円）

よって支給額は29,000円となります。

（例）単身世帯で、家賃が60,000円、収入が100,000円の方の場合

【家賃額】 【収入合計額】 【基準額】

住居確保給付金支給額＝60,000円－（100,000円－89,000円）

よって支給額は49,000円となります。

※上記はあくまで一例であるため、詳しい支給額を確認されたい場合はお問合せください。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。ただし、社会福祉協議会の審査があります。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。ただし、社会福祉協議会の審査があります。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ①「住居確保給付金支給申請書」
- ②「住居確保給付金申請時確認書」
- ③本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、
資格確認書、住民票、戸籍謄本等の写し 等
- ④離職・廃業後2年以内の方であることが確認できる書類の写し（離職票、廃業届、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）、または申請日において就業している方の給与その他の業務上の収入を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、就労の状況が離職または廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負先のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等）
- ⑤申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある方について、収入が確認できる書類の写し（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳）
- ⑥申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- ⑦「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」（ハローワークで必要事項を記載してもらう必要があります）
- ⑧「入居予定住宅に関する状況通知書」（住居を喪失している方）
「入居住宅に関する状況通知書」及び現在住んでいる物件の「賃貸借契約書」（住居を喪失するおそれのある方）

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を「生活自立相談よりそい」に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、市町村社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ハローワークでの求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

◆住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、「生活自立相談よりそい」に提出してください。
- ハローワークの窓口で必要事項の記載を受けた「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を、「生活自立相談よりそい」へ提出してください。

◆住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」の用紙が配布されます。

◆総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、市町村社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。

◆入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を「生活自立相談よりそい」に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は市から不動産業者等の指定する口座へ直接振り込まれます。
（但し、居住する住居の家賃をクレジットカードで支払う契約となっている場合であって、支払先を不動産業者等へ変更できない等の事情があり、越谷市が特に必要と認める場合には、例外的に申請者に対し支払うことがあります。）
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方に対しては、償還について市町村社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を「生活自立相談よりそい」に提出してください。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。

◆入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

◆住居確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、「生活自立相談よりそい」に提出してください。
- ・ハローワークの窓口で必要事項の記載を受けた「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を「生活自立相談よりそい」へ提出してください。

◆住居確保給付金の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- ・入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は市から不動産業者等の指定する口座へ直接振り込まれます。
（但し、居住する住居の家賃をクレジットカードで支払う契約となっている場合であって、支払先を不動産業者等へ変更できない等の事情があり、越谷市が特に必要と認める場合には、例外的に申請者に対し支払うことがあります。）
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆支給期間中は、公共職業安定所の利用や「生活自立相談よりそい」の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動、相談支援を受ける必要があります。

〈離職・廃業された方〉

- ①少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ②毎月4回以上、「生活自立相談よりそい」の支援員による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。

- ③週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して「生活自立相談よりそい」に報告してください。
- ④「生活自立相談よりそい」よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援を受けてください。
- 〈就業中で収入を得る機会が減少し、離職・廃業と同等程度の状況にある方〉
- ①毎月4回以上、「生活自立相談よりそい」の支援員による面接等の支援を受ける必要があります。
- ②毎月、その月の収入を確認することができる書類を「生活自立相談よりそい」へ提出してください。
- ③「生活自立相談よりそい」よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された支援を受けてください。
- ④自営業の方は、経営相談先の指導助言等の下、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行ってください。
- ※経営相談先が判断した場合求職活動が必要になる場合があります。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を「生活自立相談よりそい」へ提出してください。
- ◆提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を「生活自立相談よりそい」に毎月提出してください。
- ◆就業中で収入を得る機会が減少し、離職・廃業と同等程度の方については、就労の状況が以前と同じ状態に戻った際も報告が必要です。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで（最長9か月間）、延長することが可能です。

〈離職・廃業された方〉

- （要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
- ・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

〈就業中で収入を得る機会が減少し、離職・廃業と同等程度の状況にある方〉

- （要件）・受給中に誠実かつ熱心に副業や転職を視野に入れた職業相談を行っていたこと
- ・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

- ◆住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、受給期間の最終月に延長申請が必要です。事前に収入と預貯金分かる書類を準備して、「生活自立相談よりそい」へご相談ください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆「生活自立相談よりそい」に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ「生活自立相談よりそい」へお越しください。

受給中に傷病・負傷により求職活動等が困難となった場合

- ◆住居確保給付金の受給中は、求職活動及び「生活自立相談よりそい」による就労支援を受ける必要があります。理由なく求職活動要件を満たさない場合には、支給を中止することとなりますが、受給中に疾病又は負傷により求職活動等を行うことが困難となった場合には、申し出により支給を中断することができます。
- ◆中断中も月に1度は健康状態等について「生活自立相談よりそい」に報告する必要があります。
- ◆中断後、2年以内に傷病・負傷が回復し、求職活動要件を満たすに至った場合には、面談等のうえ、支給を再開することができます。
- ◆中断については「生活自立相談よりそい」へご相談ください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合は、支給を中止します。
- ◆「生活自立相談よりそい」が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則としてその収入が得られた月から支給を中止します。
- ◆住宅を退去した方（大家からの要請の場合や「生活自立相談よりそい」の指示による場合を除く。）については、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は直ちに支給を中止します。
- ◆受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護を受給した場合は直ちに支給を中止します。
- ◆支給決定後、疾病又は負傷のため支給を中断した場合において、中断を決定した日から2年が経過した場合は、支給を中止します。
- ◆中断期間中において、毎月1回の健康状態等の報告を怠る方については、支給を中止します。
- ◆支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の支給を受けることができます。
- ◆なお、あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先

「生活自立相談よりそい」（越谷市生活困窮者自立相談支援機関）

TEL : 048-963-9212

越谷市福祉部生活福祉課

TEL : 048-963-9162